

# 住宅用火災警報器等の設置義務化に伴う

## 悪質な訪問販売にご注意ください！

住宅用火災警報器等の設置義務化に伴い、全国的に悪質な訪問販売によるトラブルが多発しています。

その手口は、消防職員や自治体職員を装い、火災警報器の設置購入を強要したり、高額な価格で販売したりするものです。

（事例1）作業服姿の男が訪れ、消防職員のような振りをして「消防法が改正され火災警報器を3個付けなければいけません」といい、数十万円を請求された。その場で支払うと、男は「領収書を取ってくる」と言って立ち去りそのまま戻らなかった。

（事例2）市役所の者と名乗る男が訪れ、火災警報器を1個数万円で買わされた。

消防職員や市役所職員が個人宅を訪問し、火災警報器のあっせんや販売を行うことはありません。

また、特定の業者に販売を依頼することはありません。

購入の際、おかしいなと思ったら、最寄りの消防機関に、ご連絡ください。



（問い合わせ先）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ・ 消防本部予防課 | (24) 0119 |
| ・ 日立消防署   | (24) 0119 |
| ・ 多賀消防署   | (34) 0119 |
| ・ 南部消防署   | (53) 0119 |
| ・ 北部消防署   | (43) 0119 |

※ 契約又は購入後におかしいなと思ったら、**日上市消費生活センター**【TEL(26)0069】に、ご相談ください。